

## 外国人雇用の Q&A ③

### 3. 不法就労と雇用主の罰則

#### (1) 不法就労とは

- (a) 日本に不法に入国したり、在留期間を超えて不法に残留したりするなどして、正規の在留資格を持たない外国人が行う収入を伴う活動
- (b) 正規の在留資格を持っている外国人でも、資格外活動許可を受けずに、その許可の範囲を超えて行う収入を伴う就労活動

#### (2) 雇用主の罰則

入管法には、**不法就労助長罪**が定められています。

不法就労外国人であることを知らないで雇用した場合には処罰されることはありませんが、状況から見てその可能性があるにもかかわらず、確認をせずにあえて雇用するような場合には処罰されます。

- (a) 事業活動に関し、外国人を雇用するなどして不法就労活動をさせる行為
- (b) 外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置く行為
- (c) 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は (b) の行為に関しあつせんする行為

不法就労助長罪（入管法第 73 条の 2 第 1 項の罪）

3 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

#### (3) 不法就労の典型的な例

- (a) 入管法で定められた活動以外のことを行なう場合が多く、エンジニアなどが持つ「技術」の在留資格で居酒屋で調理をしたり、工場内での単純作業などに従事している場合などが該当します。規定されていない業務に従事しているので法就労となってしまいます。
- (b) そもそも査証や在留資格を持たずに不法入国した者や、在留資格の更新手続きを行わずに不法残留となった者などが就労した場合も、不法就労とみなされます。
- (c) 実際に多いパターンとしては、入国時に査証が必要ない「短期滞在」などの在留資格で入国し、そのまま在留期限が切れても日本に滞在して就労を繰り返すというものも多いパターンです。

#### (4) その他の入管法違反

- (a) 集団密航者を本邦に入らせた者からその密航者を収受した上、不法就労活動をさせた者  
⇒上記入管法第 73 条の 2 第 1 項の罪のほか同法第 74 条の 4 の罪により 5 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金（営利目的があれば 1 年以上 10 年以下の懲役及び 1,000 万円以

下の罰金)に処せられます。

- (b) 退去強制を免れるための目的で不法入国者又は不法上陸者をかかまう等の行為をした場合  
⇒入管法第74条の8の罪により3年以下の懲役又は100万円以下の罰金(営利目的であれば5年以下の懲役及び300万円以下の罰金)に処せられます。また、上記の入管法第73条の2第1項(不法就労助長罪)を犯した場合、労働者派遣事業、有料職業紹介事業の許可の欠格事由となります。

上記のように、オーバーステイの外国人のみではなく、在留資格は保持しているが就労できない在留資格の外国人等を雇用した場合には事業主自身も入管法違反となり処罰の対象となります。そのため、外国人労働者と雇用関係を結ぶ場合には必ず事前に何らかの在留資格で在留する外国人であるのか、更には在留資格が認められていても就労可能かどうかの在留資格であるか、就労可能な在留資格でない場合には資格外活動許可を受けることの確認等が必要となります。

もちろん、既に雇い入れている外国人労働者についても、雇用開始前に上記のような確認をしていない場合には当該外国人労働者の在留資格を確認することが先決です。また、在留資格等は把握しているが、在留資格で認められた活動内容と自社での職務内容が合致しないことを知りながら雇用した場合には、上記の不法就労助長罪の適用の対象となる可能性があるため、注意が必要です。

 お問い合わせはこちらまで 



**柚木社会保険労務士事務所**  
Yunoki Labor and Social Security Attorney

〒171-0021

東京都豊島区西池袋 3-21-13-1011

TEL : 03-5953-2871 FAX : 03-5953-2872

#### 業 務 内 容

労働・社会保険の年度更新・算定業務等  
各種助成金の申請  
従業員の入退社に伴う人事・労務管理  
給与計算  
就業規則作成  
安全衛生管理  
個別労働関係紛争の解決  
その他行政対応  
年金相談